別紙３

除雪機械の損料補正（計算例）

１　著しく稼働時間が少ない場合

除雪グレーダ油圧式 3.1ｍで実運転時間が 96.0 時間、他業務従事日数が 10 日の場合

※本計算例で用いている除雪機械運転設計単価等は仮定であることから、実際の補正増分とは異なる。

（条件）除雪グレーダ　油圧式 3.1ｍ

供用日当たり運転時間　2.5　時間／　日　（損料表のとおり。）
供用１日当たり損料（固定費）　8,500　円／　日　（仮定）
実運転時間　96.0　時間　（仮定）
他業務の従事日数　10 日　（仮定）
損料補正対象日数　90 日　（12 月１日～２月 28 日）

①運転時間当たり供用日数	96.0	÷	2.5	＝	38.4	≒	39	日
②実運転供用日数	90	―	10	＝			80	日
③補正下限運転日数	80	×	0.8	＝	64.0	≒	64	日
④補正上限運転日数	80	×	1.2	＝	96.0	≒	96	日
①が③未満であるので補正必要								
⑤計上日数	80	―	39	＝			41	日
⑥固定費計上額	8,500	×	41	＝			348,500	円

２　著しく稼働時間が多い場合

除雪グレーダ油圧式 3.1ｍで実運転時間が 250.0 時間、他業務従事日数が 10 日の場合

※本計算例で用いている除雪機械運転設計単価等は仮定であることから、実際の補正減分とは異なる。

（条件）除雪グレーダ　油圧式 3.1ｍ

供用日当たり運転時間　2.5　時間／　日　（損料表のとおり。）
供用１日当たり損料（固定費）　8,500　円／　日　（仮定）
実運転時間　250.0　時間　（仮定）
他業務の従事日数　10　日　（仮定）
損料補正対象日数　90　日　（12 月１日～２月 28 日）

①運転時間当たり供用日数	250.0	÷	2.5	＝	100.0	≒	100	日
②実運転供用日数	90	―	10	＝			80	日
③補正下限運転日数	80	×	0.8	＝	64.0	≒	64	日
④補正上限運転日数	80	×	1.2	＝	96.0	≒	96	日
①が④を超えているので補正必要								
⑤計上日数	80	―	100	＝			-20	日
⑥固定費計上額	8,500	×	－20	＝			-170,000	円